## 求人票【地域小規模児童養護施設(東川町)】<保育士・児童指導員>

ふりがな	しゃかいふくしほうじん びふかいくせいえん	\_       <del>     </del>	〒098-2214	
法人名	社会福祉法人 美深育成園	法人本部所在地	北海道中川郡美深町字敷島283番地 [TEL/FAX] : 01656-2-1554	
代表者	理事長 長野 正稔	URL	https://bifukaikuseien.hjk.ne.jp/	
法人運営 事業所	[第1種社会福祉事業]	[第2種社会福祉事業]		
	児童養護施設 美深育成園	美深子ども家庭支援センター		
	地域小規模児童養護施設 星の家(稚内市)	児童自立生活援助事業所 サポートびふか		
	地域小規模児童養護施設 旭の家(東川町)			

	勤務地: 地域小規模児童養護施設 [名称未定] または旭の家のどちらか(いずれも東川町内)					
勤務	「 令和8年4月に東川町内に2棟目となる地域小規模児童養護施設の開設を予定しています。					
地	でれに伴い保育士・児童指導員を募集します。 <u>配属先は新規開設施設か旭の家のどちらかに</u>					
· 応	<u>なりますが、それは後日法人にて決定させていただきます。</u> 勤務開始日は令和8年4月1日です。					
応募条件	上記の条件をご了承いただける方のご応募をお待ちしております。					
米件	住 所: [名称未定] 〒071-1404 上川郡東川町西4号北16					
[旭の家] 〒071-1423 上川郡東川町東町3丁目6番17号						
	A) 05:00~14:00 B) 08:00~17:00	雇用形態 正職員 (試用期間3ヶ月、雇用条件同じ)				
	C) 13:00~22:00 + 22:00~05:00(宿直)	週休形態 : 4週8休				
シフト	D) 12:00~21:00 E) 10:00~19:00	休日 年間休日 : 112日(リフレッシュ休暇8日含)				
	F) 07:00~16:00 G) 06:00~15:00	有給休暇 : 10日(以降、法定付与に従う)				
	※上記 A)~G)の組合せ(1日8時間勤務)	・保育士免許又は児童指導員任用資格 ・安資格 - 英語の表表である。(ATPIPロコン)				
	※宿直は月3~4回程度	・普通自動車運転免許(AT限定可)				

賃金等(令和7年4月実績)		短大・専門卒	四大卒	加入保険	健康保険 厚生年金 雇用保険 労災	
	基本給	198,300 円	201,000 円	加入床院	医尿体膜 序工中並 雇用体膜 力災	
	特殊業務手当	9,915 円	10,050 円	退職金	・福祉医療機構	
	勤勉手当	20,000 円	20,000 円	<b>巡</b> 喊亚	・道民間社会福祉事業職員共済	
	資格手当	5,000 円	5,000 円		4.50ヶ月(夏2.25ヶ月/冬2.25ヶ月)	
	処遇改善手当	9,000 円	9,000 円	賞与	※採用初年度は2.70ヶ月分	
	合計	242,215 円	245,050 円		(夏0.50ヶ月/冬2.20ヶ月)	
		宿直手当	: 4,000円/1回			
	その他手当	通勤手当	: 片道2km以上で実費支給(上限8,000円)			
		奨学金返済手当	: 10,000円/月(該当者に3年間を上限に支給)			
		寒冷地手当	: 51,700円~13	700円~131,900円(毎年10月に支給)		

応募書類	(一般)	履歴書、	職務経歴書			試験内容	・書類選考
	(R8.新卒)	履歴書、	卒業見込証明書、	成績証明書、	資格取得見込証明書	これ 同共 アンコムコ	・面接
応募方法	電話またはMailにてご連絡のうえ、上記応募書類を法人本部まで郵送してください。						
	書類確認後、面接の日程等について事務局より連絡いたします。						
人事担当	事務局長 寺田 充 [TEL]01656-2-1554 [Mail]bihukaikuseien.office-head@if-n.ne.jp						



## 児童 指導員

になるためには?

「児童指導員任用資格」が必要です

## ※任用資格って?

該当する職務に任用されることで初めて その効力を発揮する資格です。 その職に就いていなければその職位を名乗る ことはできません。

## ①大学・大学院・指定養成施設を卒業する

- 1)四年制大学で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学を専修する学科を卒業する
- 2) 大学院で社会福祉学や、心理学、教育学、社会 学の修士号、博士号を得る
- 3) 都道府県知事の指定する養成施設を卒業する ※短期大学は大学卒業に含まれません
- ②高校卒(高卒認定試験合格含む)・短大卒で、 児童福祉法に基づく事業で2年且つ360日以上 の実務経験を積む
- ③高校を卒業していない場合は、児童福祉法に基づく 事業で3年目つ540日以上の実務経験を積む
  - ②、③について:児童福祉法に基づく事業とは、 第一種社会福祉事業(乳児院、児童養護施設、 障がい者入所施設など)と第二種社会福祉事業 (放課後デイ、保育所・幼保連携型認定こども園、 児童発達支援、障がい児通所支援事業など)です
- ④教員免許を取得(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)
- 5社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得